



平成30年 5月24日

各 位

会 社 名 エンシュウ株式会社
代表者名 代表取締役社長
 社長執行役員 山下 晴央
 (コード：6218 東証第一部)
問合せ先 代表取締役 副社長執行役員
 兼 管理本部長 勝倉 宏和
 (TEL. 053-447-2111)

単元株式数の変更、定款の一部変更および株式併合に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の第150回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。当社もこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を変更いたします。

(2) 変更の内容

平成30年10月1日をもって当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成30年6月28日開催予定の第150回定時株主総会において、本「単元株式数の変更」に伴う「2. 定款の一部変更」に関する議案が可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更いたします。

なお、本変更につきましては、単元株式数の変更の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力が生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。 2 <条文省略>	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 2 <現行通り>

<p><新設></p>	<p>附則 (单元株式数)</p> <p><u>第8条の変更は、平成30年10月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生をもって削除する。</u></p>
-------------------	--

(3) 変更の条件

平成30年6月28日開催予定の第150回定時株主総会において、本「定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 单元株式数の変更」に記載のとおり、单元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整するため株式併合を行います。

なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の1億5千万株から、1千5百万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日（実質上は、9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	63,534,546 株
併合により減少する株式数	57,181,092 株
併合後の発行済株式総数	6,353,454 株

(注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値であります。

④株式併合後の発行可能株式総数

効力発生日における発行可能株式総数は、15,000,000株とします。

(3) 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（構成比）	所有株式数（構成比）
10株未満所有	80名（1.28%）	168株（0.00%）
10株以上所有	6,180名（98.72%）	63,354,378株（100.00%）
合計	6,260名（100.00%）	63,354,546株（100.00%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様80名（所有株式数の合計168株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「单元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または後記【お問い合わせ先】に記載の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 株式併合の条件

平成30年6月28日開催予定の第150回定時株主総会において、「1. 単元株式数の変更」に伴う「2. 定款一部変更」に関する議案および、本「株式併合」議案が承認可決されることを条件といたします。

(7) その他

本「株式併合」にかかる議案が原案どおり承認可決されることを条件に、会社法182条第2項の規定に基づき、定款一部変更の株主総会決議を経ずに、2018年10月1日付で定款変更が行われます。なお、変更の内容は次の通りです。

【ご参考】

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,500万株</u> とする。

4. 日程

平成30年5月24日	取締役会の決議日
平成30年6月28日(予定)	定時株主総会決議日
平成30年10月1日(予定)	単元株式数の変更の効力発生日
平成30年10月1日(予定)	株式併合の効力発生日
平成30年10月1日(予定)	定款の一部変更の効力発生日

(参考)

上記のとおり、普通株式の単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年10月1日ではありますが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成30年9月26日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更と株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更と株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は、1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

当社では、10株を1株とする株式併合を予定しております。

Q 3 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1売買単位あたりの価格）を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、併せて10株を1株に株式併合することを予定しております（株式併合実施後の100株は、併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株→100株）となりますので、実質的には投資単位は併合前と変更ありません）。

Q 4 投資単位はどうなりますか。

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数は、1,000株から100株に変更されます。

単元株式数が投資単位になりますので、投資単位も100株となります。

Q 5 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,500株	1個	150株	1個	なし
例3	1,234株	1個	123株	1個	0.4株
例4	567株	なし	56株	なし	0.7株
例5	8株	なし	0株	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます）が生じた場合（上記の例3、4、5のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成30年12月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記【お問い合わせ先】に記載の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例5のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 6 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 7 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記Q 5に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。また、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。

Q 8 株式併合後も、単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記【お問い合わせ先】に記載の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A. 次のとおり予定しております。

平成30年6月28日 第150回定時株主総会

平成30年9月26日 当社株式の売買単位が100株に変更

平成30年10月1日 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数変更の効力発生日

(参考)

上記のとおり、普通株式の単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成30年9月26日となります。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上